

# 公共施設の非保有手法に関する基本的な考え方の概要

資料4-3①

国や地方公共団体等が公共サービスの提供にあたり、自ら資産を保有しない公共施設の非保有手法について、各方式の概要や留意点、活用が有効と考えられる事業及び先行事例を基本的考え方としてとりまとめた。ポイントは以下のとおり。

## 公共施設の非保有手法の基本的な考え方

- 厳しい財政状況の中、人口減少等による公共施設の利用需要の変化や社会環境の急速な変化に対応した公共サービスのあり方が課題
- このような状況下、公共施設の整備・調達方法として、地方公共団体が必ずしも自ら施設を保有せずに民間保有の施設等を活用して公共サービスを提供することは、有効な手法の一つとして考えられ、活用事例が増えつつある
- このため、公共施設の非保有手法がより広く認知され、地方公共団体における、公共施設の整備・調達における一つの選択肢として検討されるようになること、また積極的な活用が期待される

## 各方式の概要等

事業方式	概要	主なメリット	有効と考えられる事業
リース方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>リース契約に基づき、民間事業者が施設を整備し、所有権を移転せずに施設の維持管理・運営を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備費用をリース料で負担するため、財政負担の平準化を見込める</li> <li>民間所有の施設のため、収益施設の併設・導入に関する柔軟性が高い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会環境変化に影響されやすい施設</li> <li>補助金が活用できない・補助率が低い施設</li> </ul>
BOO方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>PFI法に基づき、民間事業者が施設を整備し、所有権を移転せずに施設の維持管理・運営を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な事業敷地がなく、民間事業者による調達が見込める場合は、敷地の調達を含めた提案を求めることも可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設面で、民間事業者の裁量を高めることが有効な事業</li> <li>立地を提案に含むことが有効な事業</li> </ul>
民間サービスによる代替方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者が所有する施設で、民間事業者が提供しているサービスを委託契約に基づき、公共サービスとして提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の民間事業を活用し、施設整備を行わず公共サービスの充実を図れる</li> <li>新規施設の場合も民間ノウハウにより、充実した施設整備を合理的に実施可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共利用が特定の時期・時間帯に限定される施設</li> <li>公共と民間利用の時間帯が異なる施設</li> </ul>
施設借り上げ方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>賃貸借契約に基づき、民間事業者が所有・維持管理している施設を借上げ、公共サービスを提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間施設の空き床等を活用する事業であるため、安価に複数の拠点を確保することが容易</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>拠点数の増加がサービスの質の向上に直結する事業</li> <li>特殊な設備・仕様を必要としない事業</li> <li>公共施設の併設が民間施設のメリットになる場合</li> </ul>

## 公共施設の非保有手法の先行事例

- それぞれの事業方式を活用した先行事例を各方式2事例ずつ、計8事例を紹介